

II これは知っておこう

1 特別支援学級にかかわる法令等

特別支援学級は、少人数での学級編制などが認められている。また、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われるが、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程を編成することも認められている。ここでは、特別支援学級について理解するために（１）～（４）について、法令に基づき説明する。

（１）小学校及び中学校に置かれた特別支援学級及び標準人数

・どんな学級があるの？ ⇒知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

・学級編制の標準人数は？ ⇒８人。

（＊詳細は学校教育法第８１条第２項、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第２項を参照）

（２）特別の教育課程とは

特別支援学級は、小・中学校に設置された学級なので、基本的には小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われる。しかし、障害の状態などに応じて「特別の教育課程」を編成することが可能である。

「特別の教育課程」は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、以下のよう編成することができる（詳細は P.10 (3)特別の教育課程の内容を参照）。

- 「自立活動」を取り入れる
- 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- 各教科を**特別支援学校（知的障害）の各教科・領域**に替える

* 特別支援学校の小学部（知的障害のある児童を教育する場合）は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育といった各教科を、特別支援学校の中学部（知的障害のある生徒を教育する場合）は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭といった各教科を、独自の目標・内容で構成している（＊学校教育法施行規則 126 条、127 条を参照）。

さらに、知的発達未分化な児童生徒には、各教科等を合わせた指導である「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」を取り入れると効果的な場合がある（詳細は学校教育法施行規則第 138 条、P.10 「(3)特別の教育課程の内容」を参照）。

なお、「特別の教育課程」を編成する場合には次に掲げるものを教育委員会に届けることとしている（各市町村教育委員会の小・中学校管理規則）。

- 特別支援学級の教育目標及び指導の重点
- 学級編制、年間授業日数、日課表
- 児童生徒の障害の状況等、年間指導計画、個別の指導計画

* 特別の教育課程の編成の流れについては、P.8「(1)特別の教育課程編成の流れ」を参照。

(3) 教科用図書の使用

「特別の教育課程」を編成している特別支援学級では、児童生徒の実態から文部科学省検定済教科書を使用して学習を行うことが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用できることとなっている（学校教育法附則第9条、学校教育法施行規則第139条）。

教科用図書の採択について、ポイントをまとめると次のようになる。

- ①各教科の文部科学省検定済教科書の中から該当学年のものを選定
 - ②各教科の文部科学省検定済教科書の中から下学年のものを選定
 - ③文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）の中から選定
（いわゆる^{ほしぼん}☆本）
 - ④上記①～③までの中で適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）の中から選定
- *③、④は知的障害特別支援学級のみ

(4) 交流及び共同学習（共生社会の流れも含む）

特別支援学校や特別支援学級の児童生徒と、通常の学級の児童生徒や地域社会の人たちが、学校教育の一環として活動をともしめることを交流及び共同学習と呼んでいる。以下に挙げる法令のとおり、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。

* 詳細は、障害者基本法第16条第3項、平成29年3月小学校学習指導要領第1章総則第5の2イ、平成29年3月中学校学習指導要領第1章総則第5の2イ、平成29年4月特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第6節2（2）を参照

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広げ、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる上で重要な役割を担っている。一方、障害のない児童生徒や地域の人々にとっても意義深いものである。例えば、障害のある児童生徒に対する違和感や偏見がなくなったり、思いやりの心が育ったり、人間の多面的な価値に気付いたりする機会となる。

交流及び共同学習の推進は、障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものといえる。

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「**交流**」の側面

教科等のねらいの達成を目的とする「**共同学習**」の側面

この2つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要があります。

交流及び共同学習

障害のある児童生徒

- 社会で自立できる自信と力を育む
- ・社会性を養う
- ・経験が広がる……など

障害のない児童生徒

- 「心のバリアフリー」を育む
- ・思いやる心が育つ
- ・偏見がなくなる……など

共生社会

多様な在り方を相互に認めあえる全員参加型の社会

知的障害特別支援学級の教育とは・・・

知的障害のある児童生徒の一般的な特徴や学習上の特性、さらにはどのような過程をたどって社会自立していくのかを踏まえた指導が大切である。

知的障害のある児童生徒の特徴や学習上の特性から、言語や思考活動を中心として働きかける指導方法よりも、具体的な生活を中心に題材として取り上げ、実際的な生活の流れの中で必要な生活経験を通して学習していくことが必要になる。

自閉症・情緒障害特別支援学級の教育とは・・・

自閉症・情緒障害のある児童生徒の教育に当たっては以下の指導が大切である。

- ① 日常生活習慣の形成
- ② 運動機能、感覚機能を高める指導
- ③ 言葉の内容を理解するための指導
- ④ 人とのかかわりを深める指導

等を、自立活動として教育課程の中心におく。

障害種別の教育
について簡単に
まとめました。



肢体不自由特別支援学級の 教育とは・・・

四肢及び体幹の運動機能障害により、正常な運動が妨げられ、学習上及び生活上に困難のある児童生徒のための学級である。したがって、自立活動が教育課程の中心となる。

通常の小学校・中学校の教育課程に準じて編成することが基本となるが、自立活動については、特別支援学校学習指導要領に示された内容から必要な項目を選定し、指導を行うことになる。

病弱・身体虚弱特別支援学級の 教育とは・・・

この学級では、体の健康だけでなく、児童生徒の心理に与える影響にも常に配慮して教育を行うことが大切である。入院している児童生徒については、前籍校に戻るが多いため、前籍校との心理的つながりを維持するためや退院後の学習を補完するために、連携協力が必要である。

弱視特別支援学級の教育とは・・・

弱視のある児童生徒の見え方は様々であり、視力のほかに、視野の広さ、色覚障害の有無、眼振やまぶしさの有無などの影響を受ける。そのため、指導の効果を高めるためには、一人一人に適した大きさの文字や図の拡大教材や各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具を活用したり、机や書見台、照明器具等を工夫して見やすい環境を整えたりすることが大切である。

知的障害及び知的障害を併せ有する児童生徒については、教科を知的障害特別支援学校学習指導要領の各教科に替えて教育課程を編成することができる。